

- 1 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項(以下「請書」という。)並びに仕様書及び図書(原稿及び見本を含む。以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の物品(修繕)を期限内に納入(完了)しなければならない。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 2 受注者は、物品(修繕に使用する物品)を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 4 請書に定める催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 6 受注者は、発注者からの納入(完了)期限もしくは契約内容の変更又はこの契約の全部もしくは一部を解除することについての協議に応じること。
- 7 受注者は、天災その他のやむを得ない事由により、納入(完了)期限までに納入(完了)の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に納入(完了)期限の延長について申し出ること。
- 8 受注者は、物品(修繕)を納入(完了)したときは、直ちに届け出て、検査を受けなければならない。また、検査に際して、立ち合わない場合は、検査結果について異議を申し立てることはできない。検査の結果、不合格となった物品(修繕)は遅滞なく引き取り、代品又は手直しをして納入し再検査を受けること。この場合において、請負代金の増額又は履行期限の延長の請求はできないものとする。
- 9 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払う。
なお、契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の支払を発注者に請求することができる。
- 10 受注者の責めに帰すべき事由により納入(完了)期限内に物品(修繕)を納入(完了)することができない場合において、納入(完了)期限経過後相当の期間内に物品(修繕)を納入(完了)する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して納入(完了)期限を延長することができる。
- 11 前条の遅延違約金の額は、契約金額(発注者が分割して納入(完了)しても支障がないと認めた既済部分を除く。)につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 12 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
 - (2) 納入(完了)期限内に納入(完了)しないとき又は納入(完了)期限後相当の期間内に納入(完了)する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - (3) 受注者又はその代理人もしくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (4) 受注者又はその代理人もしくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- 12の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第5条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) この契約の目的物を納入(完了)することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の解除を申し出たとき。
 - (4) 受注者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (5) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条もしくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (6) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
 - (7) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき。
- 13 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10相当額を違約金として発注者に納付しなければならない。
 - (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 14 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前条第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 15 第13条に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第13条の違約金に充当することができる。
- 16 第12条又は第12条の2の規定により契約を解除した場合又は第14条に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が納入(完了)期限後に行われたときは、発注者は、納入(完了)期限の翌日から解除の日(受注者の申出に基づく場合は、その書面が発注者に到達した日)までの日数に応じ、受注者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第11条の規定を準用する。
- 17 受注者は、この契約に関して、第12条の2第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30相当額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条の2第6号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。
- 18 前条の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前条に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 19 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。
- 20 請書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 21 請書又は仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- 22 受注者は、この契約により生じた損害について、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除きその損害を賠償すること。また、第三者に損害を及ぼした場合についても同様とする。
- 23 物品所有権は、検査合格のときに移転するものとし、移転前に生じた損害は、全て受注者の負担とする。
- 24 仕様書、図面、内訳書又はこの条項に明示されていない事項であっても、受注者は物品(修繕)の供給(施工)上当然に必要なことは、発注者の指示に従い実施するものとする。
- 25 発注者は、小金井市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を受けた者等により下請を行わせてはならない。
- 26 受注者は、本契約に関して不当要求等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。
- 27 この契約を電子契約にて締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この請書に記載の年月日より効力を有する。